

よくある質問

Q1	広告掲出地の用途地域や地区計画の有無を知りたい。
A2	墨田区都市計画課にお問合せください。（電話：03-5608-6266）
Q2	掲出広告について、景観上問題がないか相談したい。
A2	墨田区都市計画課にお問合せください。（電話：03-5608-6266）
Q3	広告物を撤去するとき、必要な提出書類はあるか。
A3	屋外広告物除却届（第 08 号様式）と広告物除却前後の写真をご提出ください。
Q4	デジタルサイネージを掲出したい。
A4	デジタルサイネージは広告板の扱いとなります。審査のため、掲出予定の表示内容を映像又は画像でご提出いただきます。 なお、手続自体は通常の広告板の申請と変わりません。
Q5	郵送による申請は可能か。
A5	可能です。ただし、許可書送付用の返信用封筒（記録に残る郵送が可能なもの）をご準備ください。（レターパックライト、簡易書留等） また、不備等に関して連絡できるご連絡先を添えてください。 郵送：〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号 墨田区都市整備部土木管理課 屋外広告物担当あて
Q6	事前に書類を確認してほしい。
A6	事前の書類確認は窓口又はメールでお受けしています。 窓口：墨田区役所 10 階 土木管理課 占用・監察担当 メール： senyou-kouen@city.sumida.lg.jp
Q7	掲出広告物の意匠や規模を変更・追加したい。
A7	屋外広告物の許可は意匠を含めた許可となります。意匠や規模、数量が変わる場合は、その都度ご相談・ご申請ください。
Q8	1 つの建物に多数の店舗が含まれている場合、屋外広告物の扱いはどうなるのか。
A8	1 店舗でも 10 ㎡を超えた屋外広告物を掲出している場合は、他の店舗も面積にかかわらず申請が必要になります。 （例）許可区域において、A が 8 ㎡、B も 8 ㎡の自家用広告物を掲出している → A と B どちらも申請は 不要 許可区域において、A が 12 ㎡、B が 8 ㎡の自家用広告物を掲出している → A と B どちらも申請は 必要

Q9	仮囲いに掲出する屋外広告物は自家用広告物が第三者広告物か。
A9	墨田区では、「表示内容」と「生活・営業等の本拠又は事業所・営業所等の実体」が場所的・空間的に一致するものを自家用広告物として扱っています。 仮囲いの場合、仮囲いが設置されている建築現場に事業所・営業所はないので、第三者広告物となります。
Q10	屋外広告物管理者は設置しなければならないのか。
A10	特定の広告物等には、一定の要件を有する屋外広告物管理者の設置が義務付けられています。 1 屋外広告物管理者の設置義務の対象となる屋外広告物 ◇ 広告塔 ◇ 広告板 ◇ アーチ ◇ 装飾街路灯 } (高さが4 mを超えるもの又は表示面積が10 m²を超えるものに限る。) 2 屋外広告物管理者の要件 ◇ 建築士法に規定する建築士 ◇ 電気工事士法に規定する電気工事士、又はネオン工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている方 ◇ 電気事業法に規定する第1種・第2種・第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている方 ◇ 屋外広告物法第10条第2項第3項イに規定する登録試験期間が実施する試験に合格した方(屋外広告士) 1の広告物等を申請する際には、2のいずれかの資格を有する屋外広告物管理者を必ず設置してください。